

標 題：

ばら積貨物船の検査強化について

NK テクニカル インフォメーション

No. : 194

Date : 平成 8 年 8 月 2 6 日

船主、造船所 各位

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

ばら積貨物船については既にご存じの通り、1990/1991 年の高齢大型ばら積貨物船の重大損傷事故多発を受け、船体検査の強化を 1993 年 7 月 1 日から実施してきております。

しかしながら、1994 年には、再び大型ばら積貨物船の重大損傷事故が増加したため、IMO/IACS で対策を再度検討し、この度 IACS において現存船の更なる検査強化が合意されました。

検査強化の概要は次の通りです。

- 1) 1993 年 7 月 1 日以後、検査強化規則に基づく定期検査時の貨物倉の検査（内部検査、精密検査、板厚計測）をまだ行っていない船舶は、1997 年 12 月 31 日までにこれらの検査を実施する。
（対象船舶は、1997 年 1 月 1 日現在、船齢 10 年以上で長さ 150m 以上の船舶）
- 2) 定期的検査時（AS、IS、SS）の検査項目を強化するため規則の改正を行う。
（適用は 1997 年 1 月 1 日以降の検査）

本会におきましてもこの合意に基づき、ばら積貨物船の更なる検査強化を実施致します。つきましては、貴社におかれまして 1) に該当するばら積貨物船を管理されている場合、1997 年 12 月 31 日までに、定期検査で要求される貨物倉の検査を実施していただきますようお願い致します。参考までに本件に関する取り扱いを添付致します。

また、2) につきましては、規則の改正を行い、1997 年 1 月 1 日以降に行われる定期的検査から実施する予定です。

本件に関し、ご不明な点がございましたら、本会検査技術部までお問い合わせください。

以上

添付 1：定期検査で要求される貨物倉の検査強化繰り上げ実施 取り扱い要領

2：定期的検査規則の対応表

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524

(添付1)

定期検査で要求される貨物倉の検査強化繰り上げ実施 取り扱い要領

1. 対象船舶は次の全てに該当する船舶

- ・船級付記符号に (ESP) が付されている長さが 150m 以上のばら積貨物船
- ・1993 年 7 月 1 日以後、検査強化規則に基づく定期検査 (SPECIAL SURVEY) が行われていない船舶
- ・1997 年 1 月 1 日現在で船齢 10 年以上の船舶

2. 検査項目

(1) 全ての貨物倉の内部検査

(2) 下記部材の精密検査

- ・貨物倉内の端部肘板を含む全ての肋骨全体
- ・貨物倉内の全ての横隔壁 (防とう材を含む)
- ・全ての倉口蓋及び倉口縁材
- ・甲板口側線内における甲板の全ての板
- ・貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分

(3) 下記部材の板厚計測

- ・倉内肋骨及び端部肘板
- ・貨物倉内の横隔壁
- ・倉口縁材

(計測個所の範囲については鋼船規則 表 B3.3 による。)

3. 検査時期

原則として、1997 年 12 月 31 日までの定期的検査 (AS・IS・SS) の時期にこれを行う。

4. 検査の処理

本検査が前回の定期検査から第 4 回目の AS 時に行われた場合は、これを SS (COMMENCE) あるいは SS (INCOMPLETE) として取り扱う。

(添付2)

定期的検査規則の対応表

1. 定期検査 (SPECIAL SURVEY)

貨物倉に対する定期検査の改正は次の通り。

	IACS検査強化規則 (1993年7月1日より実施)	IACS改正規則 (1997年1月1日より実施)	NK規則 (現行)
SS NO. 1	船首部貨物倉の25%の肋骨 2つの貨物倉横隔壁	(変更無し) (変更無し)	全ての貨物倉の全ての肋骨 2つの貨物倉横隔壁及び他の隔壁の下端部
SS NO. 2	船首部貨物倉の25%の肋骨 各貨物倉内の1つの横隔壁	全ての貨物倉で25%の肋骨 各貨物倉内の1つの横隔壁	全ての貨物倉の全ての肋骨 各貨物倉内の1つの横隔壁及び他の隔壁の下端部
SS NO. 3	全ての貨物倉で25%の肋骨 全ての貨物倉の横隔壁	船首部貨物倉の肋骨及び 他の貨物倉で25%の肋骨 (変更無し)	全ての貨物倉の全ての肋骨 全ての貨物倉の横隔壁
SS NO. 4 以降	全ての貨物倉の全ての肋骨 全ての貨物倉の横隔壁	(変更無し) (変更無し)	全ての貨物倉の全ての肋骨 全ての貨物倉の横隔壁

(概要) 貨物倉の精密検査対象部材が追加される。

但し、NK規則においては高齢大型ばら積貨物船の損傷調査に基づき従来より精密検査の対象部材範囲を拡大しており、今回の改正は既に現行規則でカバーされている。

2. 年次検査 (ANNUAL SURVEY)

貨物倉に対する年次検査の改正は次の通り。

	IACS検査強化規則 (現行)	IACS改正規則 (1997年1月1日より実施)	NK規則 (現行)
10年未満	(規定無し)	ハッチバー・コーキングの精密検査	(規定無し)
10年以上	代表的な船首尾貨物倉の内部検査	ハッチバー・コーキングの精密検査 全ての貨物倉の内部検査 船首部の貨物倉において25%以上の 倉内肋骨の下端1/3の精密検査	代表的な船首尾貨物倉の内部検査
15年以上	全ての貨物倉の内部検査 船首部の貨物倉の適当な範囲で 倉内肋骨下部の精密検査	ハッチバー・コーキングの精密検査 全ての貨物倉の内部検査 船首部及び他の1つの貨物倉において 25%以上の倉内肋骨の下端1/3の精密検査	全ての貨物倉の内部検査 船首部の貨物倉の倉内肋骨 下部の精密検査

(概要) ハッチバー・コーキングの精密検査が追加される

10年目から肋骨の精密検査及び全ての貨物倉の内部検査が上記の通り要求される

2. 中間検査 (INTERMEDIATE SURVEY)

貨物倉に対する中間検査の改正は次の通り。

	IACS検査強化規則 (現行)	IACS改正規則 (1997年1月1日より実施)	NK規則 (現行)
SS NO. 1 と NO. 2 の間	全ての貨物倉の内部検査 船首部及び他の1つの貨物倉の適当な 範囲の倉内肋骨及び横隔壁の精密検査 前回のSSで認められた疑わしい箇所	全ての貨物倉の内部検査 船首部及び他の1つの貨物倉において 25%以上の倉内肋骨及び横隔壁の精密検査 前回のSSで認められた疑わしい箇所 ハッチバー・コーキングの精密検査	全ての貨物倉の内部検査 船首部及び他の1つの貨物倉の倉内 肋骨及び横隔壁の精密検査 前回のSSで認められた疑わしい箇所
SS NO. 2 と NO. 3 の間	上記と同じ	全ての貨物倉の内部検査 全ての貨物倉において、25%以上の倉内 肋骨及び全ての横隔壁の精密検査 前回のSSで認められた疑わしい箇所 ハッチバー・コーキングの精密検査	上記と同じ
SS NO. 3 以降	上記と同じ	全ての貨物倉の内部検査 全ての貨物倉において、全ての倉内肋骨 及び横隔壁の精密検査 前回のSSで認められた疑わしい箇所 ハッチバー・コーキングの精密検査	上記と同じ

(概要) 全体的に検査が強化される

特にSS NO. 3以降のISにおいてはSSと同じ検査が要求されることとなる